

市民参加実施結果シート

結果 (途中・**終了**)
平成30年4月1日時点

担当課(環境政策課)

2 市民参加の手續 実施結果について

通称	流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例の一部改正	市が考える市民等への影響	<メリット> ・路上喫煙行為の減少による歩行者等の安全の確保。 ・ポイ捨て行為の減少による環境美化。 <デメリット> ・重点区域内で路上喫煙又はたばこの吸い殻のポイ捨てを行った場合、直ちに過料が科される。
名称	流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例の一部改正する条例(案)		
概要	路上喫煙及びポイ捨て行為に対するより実効性のある防止対策として、過料を定めた規定の一部を直ちに過料を科す直接罰に改正するとともに、所要の改正を行うもの。 具体的には、路上喫煙防止重点区域内における路上喫煙行為及びたばこの吸い殻のポイ捨て行為について、直ちに過料を科す直接罰方式に改正する。 また、路上喫煙に係る禁止事項について、よりわかりやすくするために条文を改正する。		
市民参加の実施結果を踏まえた担当課の意見	環境審議会では、活発に審議が行われ、条例改正案に反映した意見もあった。 パブリックコメントでは、広報やホームページで周知を行い、3人から18件と多くの意見が寄せられた。		

(1)市民参加の実施内容

市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由	審議会において学識経験者、事業所、農業団体、環境団体、及び市民の代表者から意見を聴取し、その意見を踏まえたうえでパブリックコメントを行い、幅広い市民から意見を聴取する機会を設けるため。
--------------------------------	--

市民参加の手法	①開催告知日	③募集期間	④受付方法	⑤開催日等	⑥人数等	⑦人数構成内訳	⑧結果の公表	⑨意見の反映	⑩工夫したこと	⑪その他特記事項
流山市環境審議会	<広報> 第2回 5月21日号 第3回 6月21日号 <HP> ※開催1か月程度前から掲載	—	—	①<第1回審議会・諮問> 平成29年4月17日 ②<第2回審議会> 平成29年5月29日 ③<第3回審議会> 平成29年7月3日 ④<答申> 平成29年7月6日	以下出席委員数(全11名) ①9名 ②8名 ③10名 ④1名(答申:会長)	<審議会委員の構成> 学識経験を有する者 4名 事業所を経営する者 1名 農業団体を代表する者 1名 環境団体を代表する者 1名 市民を代表する者 4名		<input type="radio"/> 意見を反映した(案を修正した) <input type="radio"/> 案を修正しなかった その他		
パブリックコメント	<HP> 平成29年9月15日～ <広報誌> 平成29年9月11日号 <出張所・公民館・図書館・生涯学習センター、クリーンセンター、情報公開コーナー等> 平成29年9月15日～ <ツイッター> 平成29年9月15日～	<意見募集期間> 平成29年9月15日～平成29年10月20日 合計36日間	ファクシミリ 郵送 電子メール 書面の持参	—	3名	—	平成30年12月2日	<input type="radio"/> 意見を反映した(案を修正した) <input type="radio"/> 案を修正しなかった その他	・条文は新旧対照表だけでなく、条文の見え消しをつけて改正内容がわかりやすくなるようにした。 ・路上喫煙防止重点区域の一覧を添付し、直接罰が適用される場所がどこなのかわかるようにした。	
								<input type="radio"/> 意見を反映した(案を修正した) <input type="radio"/> 案を修正しなかった その他		

